

第7回甲府交通圏タクシー特定地域協議会
議 事 概 要

平成26年1月22日(水)
14:00~15:50
山梨運輸支局2階会議室

1. 開会

事務局より協議会開催趣旨の説明。

2. 議事

(1) 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部改正について

○事務局により資料1に基づき説明。

(2) 設置要綱の一部改正について

○事務局により資料2に基づき説明。

利用者代表委員	①設置要綱の構成員について、案では「学識経験者」の後に個人名まで入っているが、その理由如何。 ② 消費税率改定があるが、運賃はどのようになるのか。 ③ 準特定地域の指定事由がなくなると認めるときは指定を解除するとのことだが、どのような状況の場合に解除するのか。
事務局	① たとえば山梨大学の教授であれば誰でも良いというわけではなく、公共交通に精通している方を特定するため。 ② 消費増税分を単純転嫁したものになると思われる。 ③ 基準が明確になっていないので、確実なことはいえないが、営収や運転者の労働条件が改善された場合に解除されると思われる。
委員	②、③については了解した。 ① の学識経験者は、学識経験者の記載のみで良いのではないか。もしくは学識経験者で公共交通に造詣のある方との書き方ではいけないか。個人名まで記載してしまうと、異動等で委員から外れた場合にその都度、設置要綱を改正しなければならない。なお、事務局提案の教授を委員に加えることは構わない。
会長	事務局提案の教授を委員に加えるとともに、個人名の記載については、意見を踏まえ事務局で検討することよろしいか。
委員(一同)	異議無し。

○上記の協議を経て、学識経験者を委員に加えることについて承認された。

(3) タクシー事業の適正化・活性化に係る4年間の取組みの状況

○事務局により資料3に基づき説明。

労組委員	平成24年度の山梨のタクシー運転者の賃金は200万円に達しないと思われる。賃金が低いとタクシー運転者が育たない。 運転者の平均年齢が62歳と全国的にみても高く、若いタクシー運転者が入ってこない ので、産業として衰退してしまう。 平成26年1月20日付け朝日新聞の社説に「運転手の待遇改善では、歩合制に偏った 給与体系の見直しが避けられない。労使で交渉すべき課題ではあるが、なかなか改まら ない。国や自治体が後押しできないか」とある。運転者の改善が必要であり、やってい ただきたい。
利用者代表委員	1年前にも協議会を開催したが、前回と同様に労働条件や経営状況が改善していない。 説明や報告をするだけでなく、労働条件や経営状況を改善する協議会にしないといけな いと思う。

3. 閉会

(配布資料)

議事次第

出席者名簿

配席図

資料1 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置
法等の一部改正について

資料2 甲府交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱改正案

資料3 タクシー事業の適正化・活性化に係る4年間の取組みの状況について